

玉川大学学位規程（抄）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則第13条及び玉川大学学則（以下「大学学則」という。）第19条第4項及び玉川大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第16条から第19条に基づき、玉川大学（以下「本大学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の名称）

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とし、それぞれ次の各号による。

（1）学士

文学部 学士（文学）：

Bachelor of Arts

農学部 学士（農学）：

Bachelor of Agriculture

工学部 学士（工学）：

Bachelor of Engineering

経営学部 学士（経営学）：

Bachelor of Business Administration

教育学部 学士（教育学）：

Bachelor of Education

芸術学部 学士（芸術学）：

Bachelor of Fine Arts

リベラルアーツ学部 学士（リベラルアーツ）：

Bachelor of Arts

観光学部 学士（観光学）：

Bachelor of Arts in Tourism

（学士の学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本大学の学部学科を卒業した者に授与する。

（学位の表示）

第25条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名「（玉川大学）」を付記するものとする。

（学位記の再交付）

第28条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を付し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

（学位記及び申請書類等の様式）

第29条 学位記及び学位申請関係の書類の様式は、別表第1、第2による。

（その他）

第31条 この規程に関する事務主管は、教学部とする。

別表第1

（1）学士（大学学則第19条・学位規程第3条）

<p>第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏名</p> <p>大学印 年 月 日生</p> <p>本大学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたので卒業と認め学士（〇〇）の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>玉川大学長 氏名 印</p>	<p>Degree Number : 000</p> <p>Tamagawa University</p> <p>hereby certifies that</p> <p>氏名（英文）</p> <p>has fulfilled all the requirements for the Bachelor's program in the (学科), (学部), and thus has been conferred the Degree of Bachelor of (学位) .</p> <p>On 年月日（英文）</p> <p>学長氏名（英文）</p> <p>President</p> <p>Tamagawa University</p>
---	---